



小学校給食費無償化に伴う非喫食者への支援について

岡山市では2026年度、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進するため、市立小学校・義務教育学校(前期課程)の学校給食費を無償化しています。

この度の給食費の無償化に伴い、食物アレルギーや不登校などのやむを得ない事情により、継続して学校給食の全部又は一部の提供を受けることができない児童の保護者に対して、無償で学校給食を受ける児童と同様に経済的負担を軽減するため、学校給食費相当額を給付します。

1 給付対象者の要件

○食物アレルギー、宗教上理由、不登校等のやむを得ない事情により、給食の停止届を提出し、給食の全部又は一部を連続して5日以上停止している児童の保護者

※ただし、食物アレルギーにより主食の一部を継続して停止する場合(例:パンは1週間のうち1日の停止)は、一定の間隔で停止されるため、「連続して5日以上」に関わらず対象としません。

2 給付額

○日額(給食費実績額)×給食停止期間における給食実施日数

3 給付時期

○学期ごとに給付します。

・1学期分は9月、2学期分は1月、3学期分は4月に支給します。

・1、2学期分は暫定額(1食当たりの令和7年度の実績額315円で算出した額)で給付、3学期分の給付の際に、給食費の実績に応じて1年分を精算して給付します。

【問い合わせ先】

岡山市 保健体育課 矢谷・佐川 直通086-803-1595 内線3850・3854